

小金井市立はけの森美術館運営協議会 公募委員選考基準

1 公募委員の役割等

- (1) 根拠規定 小金井市立はけの森美術館条例第12条第4項による公募の委員です。
- (2) 役 割 小金井市立はけの森美術館の運営に関し、市長の諮問に応じ調査及び検討し、意見等の報告をします。
- (3) 任 期 委嘱の日から2年間
- (4) 会 議 任期中に年4回程度（予定）の運営協議会に出席し、検討等に参画します。なお、会議に出席した委員に対しては、謝礼を支給します。
(会長：11,000円、委員：10,000円)

2 募集と応募

- (1) 募集人員 2人
- (2) 募集対象 市内在住・在勤・在学で、令和7年12月1日現在、満18歳以上で市立美術館の運営に関心のある方。（国籍は問いません）
ただし、既に市が設置している附属機関等の委員は、原則として、1つまでしか他の委員を兼任できません。
- (3) 募集期間 令和7年12月10日から令和8年1月16日まで
- (4) 募集方法 募集の周知は、市報（令和7年12月15日号）及び市のホームページで行います。

3 選考方法

指定テーマ「**市立美術館の役割について**」に対する提出論文について審査し、選考します。

4 応募方法

応募用紙に必要事項を記入し、指定テーマの論文（800字以上1,200字以内、形式自由）と共に、令和8年1月16日（必着）までに直接または、郵送でコミュニティ文化課文化推進係へ提出してください。

5 選考基準 提出された論文の内容を審査のうえ決定します。ただし、次の事項についても考慮するものとします。

- (1) 選考に当たっては、男女に偏りがないよう配慮します。
- (2) より広く市民の意見を聞くため、年齢、地域等による偏りは極力さけるようにします。

6 論文審査 提出された論文は、次の各項目を審査し、各項目の得点集計により評価します。

- (1) 現状や課題を的確にとらえているか。
 - (2) 先見性があり、かつ現実的な主張であるか。
 - (3) 検討に必要な知識があるか。
 - (4) 社会的に公平・中立な立場で検討できるか。
- ※ 各項目につき各 10 点満点とします。

7 選考委員会 公募委員の選考に当たっては、小金井市立はけの森美術館運営協議会委員選考委員会を設置し、市長、副市長、教育長、市民部長、コミュニティ文化課長が選考委員になります。

8 選考結果 選考結果については、応募者全員に通知するとともに、市報及び市ホームページに掲載します。
なお、応募論文は選考後、直ちに応募者に返却します。

9 その他の 小金井市立はけの森美術館運営協議会委員の公募・選考に関する庶務は、コミュニティ文化課文化推進係において処理します。